

平成 19 年 2 月 28 日（水曜日）第 1 回定例会

出席議員（20 名）

1 番	新 宮 征 一	議員	2 番	佐 藤 毅	議員
3 番	鴨 田 俊 廣	議員	5 番	木 村 寿 太 郎	議員
6 番	松 田 孝	議員	7 番	猪 倉 謙 太 郎	議員
8 番	石 川 忠 義	議員	9 番	鈴 木 賢 也	議員
10 番	荒 木 春 吉	議員	11 番	柏 倉 信 一	議員
12 番	高 橋 勝 文	議員	13 番	高 橋 秀 治	議員
14 番	佐 藤 良 一	議員	15 番	佐 藤 暘 子	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	内 藤 明	議員
18 番	那 須 稔	議員	19 番	佐 竹 敬 一	議員
20 番	遠 藤 聖 作	議員	21 番	伊 藤 忠 男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
奥 山 幸 助 選 挙 管 理 委 員 会 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)	後 藤 和 博 総 合 政 策 課 長 補 佐
秋 場 元 総 務 課 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長	三 瓶 正 博 税 務 課 長
有 川 洋 一 市 民 生 活 課 長	浦 山 邦 憲 建 設 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 一 好 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安孫子 政 一 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	斎 藤 健 一 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 課 長	荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長
兼 子 良 一 病 院 事 務 長	芳 賀 友 幸 教 育 長
熊 谷 英 昭 学 校 教 育 課 長	菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	安孫子 雅 美 監 査 委 員
宇 野 健 雄 水 興 査 務 局 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議事日程第 2 号

第 1 回定例会

平成 19 年 2 月 28 日（水曜日）

午前 9 時 30 分開議

再 開

日程第 1 総務常任委員会副委員長の互選結果報告について

” 2 質疑

” 3 予算特別委員会設置

” 4 委員会付託

散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

再 開 午前 9 時 3 0 分

新宮征一議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

総務常任委員会副委員長の互選結果報告

新宮征一議長 日程第 1、総務常任委員会副委員長の互選結果報告についてであります。

総務委員長の報告を求めます。6 番松田総務委員長。

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務常任委員会副委員長の互選結果について御報告申し上げます。

本委員会は 2 月 27 日午前 11 時 9 分から市議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席し、開会いたしました。

総務常任委員会副委員長の互選についてを議題とし、直ちに互選に入りました。互選の方法は、指名推選によることに決し、私から副委員長に佐藤良一委員を指名し、異議もなく全会一致で副委員長に佐藤良一委員が当選されましたので、御報告申し上げます。

質 疑

新宮征一議長 日程第 2、これより質疑に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 14 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 この議案は、政務調査費の増額にかかわる条例の改正であります。

それで、議会の中の行政改革を進めるための検討委員会では、定数の削減あるいは海外行政視察の見直し等々、いろんな議会にかかわる経費の削減について大いに議論されて、一定の方向性が出されたわけでありまして、その中で特異だったのがこの政務調査費の増額の問題であります。私たちは市民の理解や納得が得られないのではないかとということもあわせて、増額に関しては反対をしたわけでありまして、市長は議会の要望を受けたということなのかもしれませんけれども、この提案をされております。その理由についてお聞きをしたいと思います。

新宮征一議長 総務課長。

那須義行総務課長 それでは、改正の理由について御説明を申し上げます。

一つは、市民の行政に対するニーズが高度化、多様化しておりまして、きめ細かな議員の調査研究活動の必要性が高まっているということが一つであります。

2 つ目としましては、昨年地方自治法の改正が行われまして、議会の制度が非常に充実されまして、議員の調査研究活動の重要性が高まっております。

それから、3 つ目は先ほど遠藤議員のお話にもありましたが、議会そのものが行財政改革に真摯に取り組んでおります。

これらの三つのことを総合的に勘案し、今回政務調査費を増額しようとするものであります。

新宮征一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 ちょっと理解できないですね。行政に対するニーズが高度化したと。これはいつの時

代もそういう問題はあるわけでありまして、何も議会に限ったことではないわけでありまして。にもかかわらず、今回の行財政改革大綱の実施状況などを見ますと、実に多くの分野にわたって補助金や予算の見直し、事業費の見直しなどもやられておりまして、市民生活にかかわるかなりの分野で大幅な削減がなされているのであります。

それと比較しても、いわゆる行政全体のニーズの高まり、あるいは市民の期待の高まりということと必ずしも調査費の増額というのはつながらないのではないかと思います。ましてや、使途等についても、全国的に注目を浴びておりまして、寒河江の場合は領収書の添付や、あるいは調査内容の正確な報告などが添付が義務づけられておりまして、疑義が発生する事由はあんまりないと思うんですけれども、少なくとも与えられた金額の中できちっと調査を果たすというのが基本だと思っております。あえてお金がないときに増額をする、しかも1.5倍ですよ。そういうふうな増額をする理由としては、余りにも希薄ではないのかなと思っております。

それで、今さらここでどうのこうのやっても始まりませんけれども、改めてこの議案の取り下げをする気はないのかどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 行財政改革というのは、寒河江市におきましても全国的にこれを基本構造的に進めておる課題でございます。そういう中で本市におきましても行財政改革を実施しようということで、これは執行部はもちろん、そして議会におきましても、あるいは市民を巻き込んで行財政改革というものを実行しようということになって、18年度の効果というようなことにつきましても、過日皆様方にお知らせしたところでございますが、そういう中にありまして、議会の改革につきましては6項目ほど取り上げてきたわけでございますが、これは議会の自主性といいますが、議会において議論をしていただいて、どの項目についてはどうしようか、あるいは何年度から実施しようかということをも十分議論していただいて、それに基づいて私の方も提案申し上げておるところでございます。

したがいまして、そういう中で行政調査費という問題の件につきましては、提案申し上げたような内容での議会の御意見がまとまると、こういうことでございますので、それに則して今回の議会に提案しておるところでございますので、撤回するという気持ちはございません。

新宮征一議長 議第15号に対して、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、地方自治法第117条の規定により、次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤 明議員。以上の方の退席を願います。

（指名議員退席）

議第29号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 このたび、工業団地内にある公園用地でありますけれども、この用地でありますけれども、実際に市で開発公社から購入して、また開発公社に売るというわけでありまして、昨年の路線価格というか、発表になっているわけでありまして、寒河江市でも工業団地内でも価格が約4.7%ばかりマイナスのような感じのところがあるわけでありまして。それに対して、市ではどのように対応されるのか。開発公社から一たん公園用地として取得した金額で同じような金額で販売されるのかどうかであります。理事長でありますし、助役がその辺一番把握してるんじゃないかなと私は思っているわけでありまして。

新宮征一議長 荒木助役。

荒木 恒助役 市の方から開発公社の方に処分をします。開発公社では企業の求めに応じて、それを造成して処分をしますので、同じ金額ではなくて、造成経費と開発公社の経費を加算して処分をするということになります。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 造成するにも、やはり道路を切ったり何かしなければならぬんではありますし、その辺の価格の問題も当然なってくると私なりに思うわけでありまして。やはり路線価格というのは、各自治体で大体決まっております。住宅地なり。今現在も価格の金額が次の年に土地取引に大きく反映されているような感じもするわけでありまして。それでは、開発公社にまた転売して造成するわけでありまして、幾らを予定しているのかどうかであります。ただ売るだけですよと言われても、その工事はどちらで持つんですか、じゃあ。

新宮征一議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 開発公社からの企業への売却ということですが、開発公社で今後工場用地として使えるように造成するわけでありまして、造成についてはオーダーメイド方式ということでやりますので、張りつく企業の要望といいますか、造成仕様によって価格というのは変動するのではないかというふうに思っています。今までと同じような造成の形態になりますと、大体同じような金額での売却になるかというふうに思っています。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり工業団地に本来ならば公園をつくらなきゃならないわけでありまして。やはり10年近く更地になっていたわけでありまして、やはり本来ならば工業団地で働く人たちの憩いの場でもあったわけでありまして。それが財政事情でもう公園の面積が小さくてもという、あとその土地を企業にまた転売する。本来ならば目的外のような感じもします。やはり都市公園で取得したならば、当然工業団地で働く人のためにも緑が少ないのでつくるはずだったわけでありまして。その辺が市長のこの財政難で公園を転売すると私聞いたときありません、全国の自治体でも。何でならば、阪神大震災や災害を受けたとき、新潟県の地震でも大体学校の運動場や公園に仮設住宅が建てられているのが現状であります。

やはり寒河江市で何ぼお金が少ないといっても、その辺のことを考えながらやっていかなきゃならないんじゃないかなと私なりに十分思っているわけでありまして。やはり災害を受けたときの仮設住宅やいろんなものを想定しながらやっていかなきゃならないと私なりに思うんであります。

市長、このたびどのよう感じて、公園用地を転売するとお考えになったのでしょうか。本来ならば、醍醐小学校の跡地やそういうところも考えてやっていかなきゃならないと私は思うんであります。市長、この転売を撤回する気はないのかどうか。やはりその辺のこともはっきりお聞きしたいわけでありまして。やはりせっかくの土地でありますし、一たん手放せばまた求めるということは大変であり

ますし、その辺の……。

新宮征一議長 佐藤良一議員に申しあげますが、これは先ほどの議員懇談会の中で既に協議が終わっていますので、その辺を踏まえての質問に変えてください。続けてください。

佐藤良一議員 重ねて市長にお尋ねしますが、やはり災害があった場合や、工業地帯でありませぬ、いつ災害、工場があるかわかりませぬし、そのためにぜひ撤回してもらいたいなと私なりに思うんですけれども、市長の考えをぜひお聞きしたいと思います。

新宮征一議長 失礼しました。先ほど全員協議会と申しあげましたが、これは議員懇談会でしたので、訂正します。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 市内にあるところの土地というものは、十分に市民に有効に活用していただきたい。そしてまた、市の発展に貢献できるような活用の仕方ということが私は望ましいと、このように思っております。ですから、すべての土地の有効な利用、そしてまたそれがいかに市の発展に寄与するかというようなことを十分考えていかなければならないと思っております。

そういう中で、都市公園と、あるいは緑の土地とか緑地とか、こういうことについては私も十分これまで配慮しながらやってきたところでございまして、ですから今回のような当該土地につきまして、公園につきまして、どのように工業団地内の中での利用がされておるかというようなことを十分考えたわけございまして、見てみますとそれぞれの企業というものがそれぞれに運動広場とか、あるいは公園とかというようなものもとられておるのが現状だろうと、このように見ておまして、そうしたならば今回そのほかの都市公園あるいは緑地というものと十分総合的に勘案しながら、あの土地の今後のあり方というものを見てみなくちゃならないなと、このように思ったわけございまして、実際にほとんど利用してないのならば、これはやっぱり工業団地という中を見回したときに、じゃあこれを財産として、これを一つの分譲するということも考えられるのじゃなからうかなと、このように思ったわけございまして、そういう中でこれはこれまで工業団地の造成なり、あるいは分譲ということになりますと、土地開発公社をお願いして、そして有効な土地の生かし方ということを考えてきたわけございまして、企業の活力というものを工業団地内のみならず、全体に及ぼしていくということにおきましては有効な活用だろうと、このように考えたところでございまして。

それで、都市計画審議会にもお諮りし、ほかの公園等々も含めてお諮りし、そしてまた県の都市計画審議会にも御審議をいただきまして御了解をちょうだいしておるところでございまして、そしてこれは今度の企業サイド分での御利用ということに、分譲と、利用ということをお考えしたところでございまして。何もお金が足りないと、指摘されるようなだけの問題ではございませぬ。そういう問題ではございませぬ。それで、撤回する意思はございませぬ。

新宮征一議長 議第29号に対して、ほかに質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤明議員の復席を求めます。

(指名議員復席)

請願第1号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第 3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 1 号及び議第 5 号から議第 14 号までの 11 案件については、議長を除く 19 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号及び議第 5 号から議第 14 号までの 11 案件については、議長を除く 19 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

新宮征一議長 日程第 4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 15 号、議第 16 号、議第 17 号、議第 18 号、議第 19 号、議第 20 号、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 27 号、議第 29 号
文教厚生委員会	議第 2 号、議第 4 号、議第 24 号、請願第 1 号
建設経済委員会	議第 25 号、議第 26 号、議第 28 号、請願第 2 号、請願第 3 号
予算特別委員会	議第 1 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 13 号、議第 14 号

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午前 9 時 5 5 分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。